

デジタル貿易規律の現在地

飯 野 文

1. はじめに
2. WTO 有志国間交渉 (EC-JSI 交渉) の現在地
3. FTA のデジタル貿易規律の現在地
4. おわりに

1. はじめに

社会のデジタル化が進むなか、国際貿易においても国際的な電子商取引 (EC : Electronic Commerce) が拡大する一方で、安全保障上の要請やプライバシーの保護などを理由にデータの越境移転が制限されるなど、新たな可能性と課題が現れている。こうしたデジタル化と国際貿易が関わる分野は、最近ではデジタル貿易と呼称されることも増えている¹⁾。デジタル貿易には現時点で普遍的に受け入れられている定義はなく²⁾、技術発展に伴いデジタル貿易の外縁も変化し得ると思われが、関連する国際機関、主要国、研究者の捉え方を勘案すると、少なくとも現時点では、デジタル化された物品とサービスの貿易で (電子的に取引される物理的な物品も含む)、データ自体の取引も含み、データに支えられるものを意味すると捉えることができる³⁾。また、現段階では、EC⁴⁾とデジタル貿易が互換的に用いられる場合も多い⁵⁾。

1) *E.g.*, G7 Trade Ministers, “Digital Trade Principles” 22 October 2021; The United-States-Mexico-Canada Agreement (USMCA, 2018 署名・2020 発効) 19 章 “Digital Trade”; 日米デジタル貿易協定 (2019 署名・2020 発効)。

2) *E.g.*, OECD, “Digital Trade” <https://www.oecd.org/trade/topics/digital-trade/>

デジタル貿易はデータとの関連性が深く、デジタル貿易の進展に伴ってデータの越境移転の保障や、個人データの保護、データないしデータ関連技術の保護といった経済的、社会的要請も生じている。このため、国際社会は、デジタル貿易に係る規律の検討と策定に努めてきた。その努力は、WTOの有志国間交渉（有志国によるECの共同声明イニシアチブ（JSI）を契機とすることから、本稿でEC-JSI交渉と呼ぶ）と、デジタル貿易に係る先進的なルールを策定してきた「中心的アクター」ないし「ルールメーカー」の国々⁶⁾が締結するFTA⁷⁾に大別できる。

デジタル化の進展に鑑みれば、デジタル貿易も不可逆的な事象であり、その健全な発展のためには適切な国際的規律のあることが望ましい。当該規律の策定はいかなる段階にあり、どのような方向を志向しているのか。本稿は、以上の問題意識を基に、WTOのEC-JSI交渉と、デジタル貿易に係る先進

-
- 3) 飯野文『『デジタル貿易』は『貿易協定』に何をもたらしたか？—非貿易的関心事項を中心に—』財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』令和5年第5号（通巻第155号）（forthcoming）参照。
 - 4) ECについても、FTAで定義しているものは非常に限定的であるなど、普遍的に受容されている定義はないと思われる。See Monteiro, J.-A. and Teh, R. (2017), “Provisions on Electronic Commerce in Regional Trade Agreements”, WTO Working Papers ERSD-2017-11, p.17. https://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201711_e.pdf 但し、例えばWTOのEC作業計画上は、ECを「電子的手段による物品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売又は引渡し」とする。WTO, WT/L/274, 30 September 1998.
 - 5) 飯野・前掲注3（forthcoming）参照。
 - 6) Elsig, M. and S. Klotz (2021), “Chapter 2 Data Flow-Related Provisions in Preferential Trade Agreements Trends and Patterns of Diffusion”, in M. Burri (ed.), *Big Data and Global Trade Law*, Cambridge University Press, pp. 42-62, at 51-55; Burri, M. (2021), “Chapter 1 Data Flows and Global Trade Law”, in M. Burri (ed.), *Big Data and Global Trade Law*, Cambridge University Press, pp. 11-41, at 20-21, ft.53.
 - 7) 本稿では、簡易化のため関税同盟や必ずしも市場アクセスを伴わない二国間、複数国間の協定も含めてFTAと称する。また条文は、紙幅の関係上、原則として第1条1項を1.1条のように表記する。

的なルールを有する FTA を検討し、デジタル貿易規律の現在地について考察するものである。このため、まず、2. で EC-JSI 交渉の動向を検討した上で、併せて課題について考察する。次に、3. で先進的なデジタル貿易ルールを有する FTA を取り上げる。特に、EC-JSI 交渉では対象となっていない 이슈に着目し、デジタル貿易規律の最先端の様相を検討する。以上から得られる示唆を 4. で提示し、結びとする。

2. WTO 有志国間交渉 (EC-JSI 交渉) の現在地

(1) 交渉経緯と現状

EC-JSI 交渉は、2017 年の WTO の第 11 回閣僚会議 (MC11) の折に出された EC に係る有志国の共同声明⁸⁾を契機として、デジタル貿易に係るルール策定を目指して 2019 年に開始されたものである。同交渉は、有志国といっても現時点で (2023 年 12 月時点。以下本稿で同じ) 90 ヶ国が参加し、世界貿易の 90% 超をカバーするものであり⁹⁾、合意に至ればデジタル貿易に係る新たな多国間ルールを提供する有力なプロセスである。交渉は活発に行われ、2023 年 11 月には各国の提案を基礎に作成された第 5 回統合テキストが WTO 加盟国に配布された¹⁰⁾。同年 12 月には、13 項目に係る実質的合意と、残る論点の 2024 年中の交渉妥結を目指すことが公表された¹¹⁾。

実質合意に至った 13 項目は電子取引の枠組、電子認証と電子署名、電子契約、電子請求、ペーパーレス取引、シングルウィンドウ、オープンガバメ

8) WTO, WT/MIN (17)/60, 13 December 2017.

9) WTO Joint Statement Initiative on E-commerce (hereinafter, WTO JSIE) "Co-Convenor Statement by Australia, Japan and Singapore 20 December 2023" <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100598742.pdf>

10) 第 5 回 統 合 テ キ ス ト (WTO, INF/ECOM/62/Rev.5, 15 November 2023 (hereinafter, Rev. 5)) は、非公開文書であるが NGO により公開されている。 <https://www.bilaterals.org/?wto-e-commerce-&lang=en#>

11) WTO JSIE, *supra* note 9. EC-JSI 交渉の経緯の詳細については、飯野・前掲注 3 (forthcoming) 参照。

ントデータ、オープンインターネットアクセス（インターネットへのアクセスと利用）、オンライン消費者保護、未承諾の商用電子メッセージ、サイバーセキュリティ、透明性、個人データ保護である（括弧内筆者）。また、主に、暗号法を用いる ICT 製品、通信サービス、電子決済、について交渉が継続される¹²⁾。

このうち、個人データ保護に関しては、個人データ・プライバシー保護の観点から個人データの越境移転に特に厳格なアプローチをとる EU と、対照的に緩やかなアプローチをとる米国の相違が知られており¹³⁾、この相違がデータの越境移転に係るルール策定が困難な要因の一つになってきた。EU の当該アプローチは、貿易協定では「個人データ及びプライバシー保護への権利」という形で表れ¹⁴⁾、EC-JSI 交渉でも、このように権利として捉えるかどうか争点の一つであったようである。加えて、個人データないし個人情報保護の定義、個人情報保護を保障する法的枠組みの採用又は維持義務、個人情報保護に係る情報公開、個人情報保護に係る救済の提供等が争点になってきたが¹⁵⁾、今般、合意に至ったものである。

12) *Id.* (WTO JSIE). なおここでの「合意」は、小グループでの協議の終了、または会合 (plenary meeting) での承認 (endorse) を経たもので、ブラケットは残るが最小限であるものを指す。

13) 例えば、データの越境移転のため両国で合意された枠組みは EU 裁判所で係争され、EU 法に反すると判断されている。*Schrems I* (Schrems v Data Protection Commissioner) (C-362/14) EU:C:2015:650 (6 October 2015); *Schrems II* (Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Limited and Maximilian Schrems)(C-311/18) EU:C:2020:559 (16 July 2020).

14) European Commission (2018), "Horizontal provisions on cross-border data flows and personal data protection". (EU の貿易協定における越境データフローと個人データ保護に係る横断的規定) ; EU-UKTCA (Trade and Cooperation Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the one part, and the European Union and the European Atomic Energy Community, of the other part : EU 英国貿易協力協定、2020 署名・2021 発効) 202.1 条 ; EU-NZFTA (Free Trade Agreement Between New Zealand and the European Union, 2023 署名) 12.5.1 条。

図表 1 WTO の EC-JSI 交渉の対象 이슈と現状

A. ENABLING E-COMMERCE	A.1 Facilitating electronic transactions	(1) Electronic transaction frameworks (2) Electronic authentication and e-signature (3) Electronic contracts (4) Electronic invoicing (5) Electronic Payment
	A.2 Digital trade facilitation and logistics	(1) Paperless trading (2) Single windows data exchange and system interoperability/Unique Consignment Reference Numbers
B. OPENNESS AND E-COMMERCE	B.1 Customs duties on electronic transmissions	
	B.2 Access to Internet and data	(1) Open government data (2) Access to and Use of the Internet for [electronic commerce/digital trade]
C. TRUST AND E-COMMERCE	C.1 Consumer protection	(1) Online consumer protection (2) Unsolicited commercial electronic messages
	C.2 Privacy	(1) Personal data protection
	C.3 Business trust	(1) Source code (2) ICT products that use cryptography
	C.4 Cybersecurity	
D. CROSS-CUTTING ISSUES	D.1 Flow of Information	(1) Flow of Information and Location of Computing Facilities (2) [Cross-border transfer of information by electronic means/cross-border data flows] (3) Location of computing facilities
	D.2 Transparency, domestic regulation and cooperation	(1) Transparency (2) Cooperation
	D.3 Capacity building	(1) Development (2) Options for capacity building and technical assistance
	D.4 Implementation Periods for developing and least developed country members	(1) Implementation Periods for developing and least developed country members
	D.5 Special and Different Treatment Provisions for Developing Country Members and Least Developed Country Members	(1) Options for capacity building and technical assistant
E. TELECOMMUNICATIONS	E.1 Disciplines relating to Telecommunications Services	
SCOPE AND GENERAL PROVISIONS	(1) Preamble, (2) Definitions, (3) Principles, (4) Scope, (5) Relation to other agreements, (6) General exceptions, (7) Security exception, (8) Indigenous peoples, (9) Prudential measures, (9 bis) Taxation, (10) Dispute Settlement, (11) Committee on Trade-Related Aspects of Electronic Commerce	

* 色付き部分は合意済 (小グループでの協議の終了、または会合 (plenary meeting) での承認 (endorse) を経たもので、ブラケットはまだ残るが最小限であるものを指す) を表す。2023 年 12 月時点で 13 項目ある。

* Ismail (2023), *infra* note 46 及び Rev.5 (*supra* note 10) に基づく。Rev.5 は NGO による公開であるため参考程度の参照とされたい。但し、本文書の内容が Ismail (2023) や報道記事 (Inside US Trade (2023), *infra* note 15) の内容と齟齬がない点は、実際に配布された文書である蓋然性が高いことを示す。

他方、交渉が難航している論点もあり、なかでも、電子的送信への関税賦課、ソースコード、データの越境移転（フロー）、コンピュータ設備のロケーション（データローカリゼーション）、金融情報の扱い（越境移転及びコンピュータ設備のロケーション）は各国間の立場の隔たりが大きい経緯がある¹⁶⁾。交渉の現況については、図表 1 も参照されたい。

交渉が難航しているイシューに関する主な争点について概観する。まず、電子的送信への関税賦課については、これまで WTO の閣僚会議毎に関税をかけないという慣行が延長されているが、従来主張されている当該慣行の恒久化という第 1 案（日本、米国、EU、シンガポール、オーストラリア、英国等が支持）に加え、同慣行を延長するとしても電子的に送信される内容は不賦課の対象外とする第 2 案（インドネシア、アルゼンチンが支持）、当該慣行は維持するものの 2022 年の第 12 回閣僚会議（MC12）の閣僚決定パラ 3 及び今後の WTO の EC 作業計画上の決定に委ねるとする第 3 案（中国、トルコ、サウジアラビア支持）などがあるといわれる¹⁷⁾。なお、WTO の EC 作業計画は、1998 年の EC に関する宣言¹⁸⁾を契機に開始されたもので、EC に関する貿易関連問題について探究的作業を行うプロセスであるため、ルールの策定には必ずしも直結しない。

データの越境移転（フロー）については、もともと締約国に、事業実施時のデータの越境移転の禁止又は制限を行わない義務を定める案（米国、カナダ、オーストラリア、日本等が支持）、自国法制上の定めがない限り、事業実施時にデータ越境移転を許容するよう義務づける案（ブラジル、中国支持）、様々なローカリゼーション要求によりデータの越境移転が制限されてはなら

15) *E.g.*, Inside US Trade, “New WTO Text on E-Commerce Shows Divisions over Privacy, Data Flows”, August 14, 2023.

16) *E.g.*, *Id.*

17) *E.g.*, *Id.* 第 2 案では、例えば電子メールに添付されるファイルが課税対象となり得る。第 3 案が言及する MC12 の関連閣僚決定（WT/MIN(22)/32）パラ 3 は、主に、MC13 まで関税不賦課の慣行を継続するとの加盟国の合意を示す。

18) WTO, WT/MIN(98)/DEC/2, 25 May 1998.

ないとする案 (EU 支持) に大きく分かれているようであった¹⁹⁾。加えて、対象に金融サービスを含むかどうか、一定の条件の下で “legitimate public policy objectives” (LPPO : 正当な公共政策目的) 「例外」を含むかどうか等も争点となっていた。ここで LPPO 例外とは、禁止ないし許容義務に違反する措置であっても、一定の条件 (主として、恣意的又は不当となる態様で、又は偽装された貿易制限となるような態様で適用されないこと、及び目的達成のために必要である以上の制限を課さないこと) の下で、LPPO を達成するための措置を許容するものである。併せて、コンピュータ設備のロケーションについても、自国内での事業実施の条件としてコンピュータ設備の自国内設置を要求することの禁止義務 (LPPO 「例外」を伴う) が中心であるが、これに自国法制上の定めがない限り、との条件を付すか、金融サービスを含むか等が争点になっていたとみられる。金融サービスに係るデータの越境移転及びコンピュータ設備の設置について別途規定を設けるかどうかについても同様である²⁰⁾。以上のいわゆるデータフロー、データローカリゼーションについては、ソースコードとともに、米国が支持を取り下げるという転回ともいうべき立場変更を表明し²¹⁾、合意が一層見通せない状況となっている。

19) *E.g.*, Inside US Trade (2023) *supra* note 15.

20) *Id.* そのほか、ソースコードに関して、従来、ソースコードに係る規定の中心は、自国内における輸入、販売等の条件として、ソースコードの移転又はアクセスを要求しない義務を定める内容であったところ (*e.g.*, CPTPP14.17 条)、Rev.5 では、これにアルゴリズムを含めるか、また上記義務が適用されない範囲を設定するか等も争点となったようである。暗号法使用の ICT 産品についても、従来、関連規定の主たる内容は、自国内での製造等の条件として、秘密情報の移転、自国内の者と協力又は提携、特定の暗号等の利用を要求しない義務を定めることであった (*e.g.*, CPTPP 附属書 8-B-A 節「暗号法を使用する情報通信技術産品」)。Rev.5 によると、上記義務が適用されない範囲の設定 (法執行などの場合)、企業秘密の保護方法等が争点になっているようである。

21) USTR, “USTR Statement on WTO E-Commerce Negotiations”, October 24, 2023, <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/october/ustr-statement-WTO-e-commerce-negotiations>

(2) 課題

EC-JSI 交渉は、現行の WTO 協定や FTA の多くが規律対象としないイシュー・ルールを含むことに加え、既述の通り、多くの国が参加する点でも有力なプロセスであり、早期の合意が期待される。しかし、上述のように交渉が難航している論点もあり、交渉の行方は依然として不透明である。さらに、同交渉については、合意後も以下のような課題が残ると思われる。

第一に、EC-JSI 交渉には、インドや南アフリカのような有力な途上国が参加しておらず、特にインドと南アフリカはこうした有志国間のプロセス自体に反対した経緯もある²²⁾。この点は、EC-JSI 交渉の妥結後も、その成果を WTO 加盟国全体に広げていく際の課題となるだろう²³⁾。

第二に、途上国の一層の参加の必要性である。デジタル化に関しては、デジタル・デバイドが広く懸念されており²⁴⁾、先進国と途上国のデバイドもその一つである。EC-JSI 交渉は「すべての主要な地理的地域と発展レベルを代表」するとされるが²⁵⁾、アフリカ諸国、LDC の参加国は限られ、カリブ海諸国・太平洋諸国の参加は限定的である²⁶⁾。

この点、EC-JSI 交渉の co-convenors（オーストラリア、日本、シンガポール）及びスイスにより、途上国に対する EC 関連の支援メカニズム（E-Commerce Capacity Building Framework）が導入され、デジタル取引の透明性と競争力向上のための政策や規制の採用支援、サイバーセキュリティの能力向上支援などが行われている²⁷⁾。途上国の参加の確保と安定的な参加

22) WTO, WT/GC/W/819, 19 February 2021.

23) この点、JSI 交渉の他分野である投資円滑化については WTO 設立協定附属書 4 の複数国間貿易協定としての位置付けを目指すことが参加国間で合意されており、EC-JSI 交渉への示唆に富む。WTO, “Negotiators Advance Discussion on IFD Agreement Integration into WTO Legal Structure”, 13 October 2023.

24) *E.g.*, WTO (2018), *World Trade Report 2018: The Future of World Trade: How Digital Technologies are Transforming Global Commerce*, WTO, pp.43-49.

25) WTO JSIE, *supra* note 9.

26) アフリカは 7 カ国、LDC は 5 カ国の参加である。参加国は WTO のウェブページで確認可。 https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/joint_statement_e.htm

のためには、こうした支援の継続と強化も必要であろう。

第三に、EC-JSI 交渉では、デジタル貿易に関連する事項でも交渉対象でないイシューがある。代表例は人工知能 (AI) で、FTA では既に AI が規律対象となる場合もみられる一方、EC-JSI 交渉では co-conveners が公開する情報等を見る限り交渉対象事項に含まれていないようである。このため、各国が AI 規制を採用した場合に、ソースコード関連規定など、EC-JSI 交渉で交渉中の AI に関連し得るルールとの関係がいずれ問題になることも考えられる。次節でみるように、既に EU では AI 規制法案を検討中であると共に、米国も関連の規制を導入したところであり²⁸⁾、交渉が合意に至る頃にはルールのアップデートの必要性が生じることも想定される。

第四に、提案されているルールの内容が「テック業界」寄りに偏りすぎていないかとの批判がある²⁹⁾。デジタル貿易では、政府や企業のみならず、消費者も EC への参加などを通じて直接的な影響を受け得るため、各々にとってバランスがとれているかという視点が重要である。例えば、EC-JSI 交渉の参加国間で合意済の論点であっても、オープンガバメントデータに係る規定のように、裨益するのはデータ関連の技術を有する産業のみである等の批判的見解³⁰⁾が出されているイシューもある。上記の視点から、各批判を検討することが必要であるように思われる。

第五に、EC-JSI 交渉の成果、次節で検討する先進的なデジタル貿易ルー

27) WTO, "E-Commerce JSI Co-Conveners Announce Capacity Building Support" https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/jiecomcapbuild_e.htm

28) See US White House, "Fact Sheet: President Biden Issues Executive Order on Safe, Secure, and Trustworthy Artificial Intelligence, October 30, 2023" <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/10/30/fact-sheet-president-biden-issues-executive-order-on-safe-secure-and-trustworthy-artificial-intelligence/>

29) E.g., Rethink Trade (2023), *International Preemption by "Trade" Agreement: Big Tech's Ploy to Undermine Privacy, AI Accountability, and Anti-Monopoly Policies*. <https://rethinktrade.org/wp-content/uploads/2023/03/International-Preemption-by-Trade-Agreement.pdf>

ルを有する FTA、米国主導で交渉中といわれる IPEF のデジタル貿易関連のルールなどが併存する状況である。特に、データの越境移転に関しては、様々な国際フォーラムでも規律のあり方を含めて議論が行われている³¹⁾。規律間の相違はグローバルなビジネスを行う企業にとって様々なコストを発生させ得るため、調整が必要であるだろう。そしてこうした調整は、企業にとっての法的不確実性を減らすものである必要がある³²⁾。

3. FTA のデジタル貿易規律の現在地

(1) 全体像

デジタル貿易の規律については現行の WTO 協定では限界があることから³³⁾、FTA で策定が先行した。それを牽引したのは、特に米国、シンガポール、オーストラリア、EU、カナダである³⁴⁾。これらの国々が近年締結

30) *E.g.*, Streinz, T. (2021), 'International Economic Law's Regulation of Data as a Resource for the Artificial Intelligence Economy', in S. Peng, C-F. Lin, and T. Streinz (eds), *Artificial Intelligence and International Economic Law*, 1st ed, Cambridge, Cambridge University Press, pp.175-92, at 178-179.

31) See OECD (2022) *Cross-border Data Flows: Taking Stock of Key Policies and Initiatives*, OECD Publishing, Paris, 2022.

32) 例えば、データの越境移転と企業の経験を調査した OECD によれば、各国におけるデータ保護法制の増加は、プライバシー保護に資する一方で、様々な規制に服する義務が重なることで、企業にとっての規制リスクを増加させ得るといふ。企業にとっての課題として、データ移転要件の透明性の向上（データ管理者／処理者の区別や「第三国へのデータ移転」の定義の曖昧性など）と規制のセクター横断的一貫性（金融データとその他データ、重要な国家インフラ関係のデータとその他データなど）を含む法的不確実性の存在などが指摘されている。OECD, "Moving Forward on Data Free Flow with Trust: New Evidence and Analysis of Business Experiences", *OECD Digital Economy Papers*, No. 353, OECD Publishing, Paris, 2023, pp. 11-18.

33) 飯野・前掲注 3) (forthcoming) 参照。

34) Burri (2021), *supra* note 6, at 20-21, ft.53. Elsig and Klotz (2021), *supra* note 6, at 53.

した FTA で先進的なデジタル貿易規律を有する協定としては、CPTPP (2018 署名・発効)³⁵⁾、USMCA、DEPA (2020 署名・2021 発効)³⁶⁾、DEA (オーストラリア・シンガポールデジタル経済協定、2020 署名・発効)³⁷⁾、UKSDEA³⁸⁾ (英・シンガポールデジタル経済協定、2022 署名・発効)、EU-UKTCA、EU-NZFTA、が挙げられる。

規律の形態は、FTA の中に EC 章ないしデジタル貿易章を設ける (最近では「デジタル経済」章というより広いタイトルの場合もある) 場合のほか、独立型の協定の場合もある。FTA の中に章が設けられる場合であっても、FTA 全体に新規加入を認める場合がある (例、CPTPP)。また、独立型の協定でも新規加入が認められている (例、DEPA)。新規加入が認められる場合には、加入国数の拡大を通じて当該協定のデジタル貿易規律が広がっていくことになる。この点、CPTPP には 2023 年に英国の加入が決定し³⁹⁾、発効を待つ段階にある。さらに、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入申請済である⁴⁰⁾。また、DEPA にも 2023 年に韓国⁴¹⁾の加入が実質合意され、さらに中国、カナダ、コスタリカ、ペルーが加入申請済である⁴¹⁾。

35) The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP).

36) Digital Economy Partnership between Singapore, Chile and New Zealand (DEPA).

37) Australia-Singapore Digital Economy Agreement (DEA).

38) Digital Economy Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Republic of Singapore (UKSDEA).

39) 外務省「CPTPP への英国の加入に関する議定書の署名 令和 5 年 7 月 16 日」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009753.html

40) 内閣官房「CPTPP」https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/2307tpp11_gaiyou_koushin.pdf

41) シンガポール MTI, “Joint Press Release on the Accession of the Republic of Korea to the Digital Economy Partnership Agreement, 9 June 2023” <https://www.mti.gov.sg/Newsroom/Press-Releases/2023/06/Joint-Press-Release-on-the-accession-of-the-Republic-of-Korea>

デジタル貿易規律の内容と交渉経緯に鑑みると、上記の先進的な規律を有する協定はアジア太平洋型、EU型に大きく分けることができる。アジア太平洋型とは、オーストラリアとシンガポール間のFTAであるSAFTA（2003署名・発効）のEC章とそれを基に交渉されたCPTPPのEC章を源流とする協定を指している。EU型は、近年のEUが締結するFTAであってデジタル貿易関連の規律を含むものを指す。以下では、これらの協定が規律対象とする一方でEC-JSI交渉で扱われていない 이슈に着目し、FTAで規律対象となっている新規性ある 이슈を把握する⁴²⁾。なお、本稿では紙幅の関係上、規律の「深さ」の相違については扱っていない⁴³⁾。

(2) アジア太平洋型：CPTPP、USMCA、DEPA、DEA、UKSDEA

アジア太平洋型は、CPTPP（主に14章、以下同）及びそれをさらに発展させたUSMCA（主に19章、以下同）と、CPTPPを原型としつつ、さらに先進的な論点を多く含めたDEPA、DEA、UKSDEA、とに分けることができる。

CPTPP及びUSMCAの規律事項は、USMCAの19.17条（Interactive Computer Services）を除いて、WTOのEC-JSI交渉の交渉対象事項にほぼ重なっている⁴⁴⁾。19.17条は、USMCAで新たに規定されたもので、米国通信品位法230条を基とし、第三者のコンテンツに関していわゆるプラット

42) これらの協定について本稿の検討対象外の 이슈に係る検討は、飯野・前掲注3) (forthcoming) 参照。

43) EC-JSI交渉の交渉対象事項に係る規定であっても、規律内容の「深さ」については、先進的なFTAの関連規定と異なる場合もある。例えば、ソースコード規定は、通常、輸入等の条件としてソースコードの移転又はアクセスを要求することの制限・禁止を主眼とするが、UKSDEAのソースコード規定は、締約国の規制機関等によるソフトウェアのソースコード（当該ソースコードのアルゴリズムを含む）へのアクセスを実質的に許容するなど、より発展的な内容となっている。

44) 但し、規律内容に着目すると、例えばEC-JSI交渉と同じ 이슈でもUSMCAの規定では義務の例外が認められないなどの相違がみられる場合もある。しかし上述のように、本稿は紙幅の制約上、規律の深さの相違は扱っていない。

フォーム事業者の責任を緩和するものである⁴⁵⁾。本法については米国内でも批判が多く、EC-JSI 交渉においても当初は類似規定が提案に含まれていたものの、第3次統合テキスト以降は撤回されたようである⁴⁶⁾。

一方、DEPA、DEA（主に Annex A 及び B、以下同）、UKSDEA（主に Annex A、以下同）は先進的な規律対象事項を含み、示唆に富む。紙幅の関係上、新規性及び包括性の点で特に優れる UKSDEA のみ全体像を図表 2 で示す⁴⁷⁾。図表 2 の太枠線中は EC-JSI 交渉で対象となっていない新規性あるイシューである。

EC-JSI 交渉で明示的に交渉対象項目とされない一方で、これら 3 つの協定に共通して含まれるイシューは、安全安心なオンライン環境、データ・イノベーション、AI、デジタル ID、“Tech” 関連の協力、デジタル・インクルージョン又は／及びステークホルダーエンゲージメント、SMEs に係る協力の 7 点である⁴⁸⁾。なかでも、AI は近年社会的関心も高まっているイシューである。そこで、以下ではまず AI の規制をめぐる動向を概観する。

45) プラットフォーム事業者にコンテンツの有害性等の判断を委ねることとなり、その判断の妥当性が担保されるか疑問が残るものである。

46) Ismail, Y. (2023), *The Evolving Context and Dynamics of the WTO Joint Initiative on E-commerce*, IISD, p.11. <https://www.iisd.org/publications/report/wto-joint-initiative-e-commerce-fifth-year-stocktake>.

47) UKSDEA は DEA の規律事項に加えてデジタル・インクルージョン、“lawtech” に係る規定などを有する。UKSDEA と DEA は義務規定が多く、紛争処理の対象でもある点で法実効性を伴う。他方 DEPA は、データの越境移転やローカリゼーションに関わるデータ関連規定は紛争処理手続の対象外であるほか、ソースコードに係る規定はなく、全体的に協力義務や努力義務が中心である。

48) 但し、EC-JSI 交渉では独立した項目となっていないものの、先住民に配慮したデジタル・インクルージョンの必要性などは議論されているようである。WTO, “E-Commerce Co-convenors Call on Negotiators to Intensify Efforts, Exercise Flexibility”, 29 September 2023. また、2 以上の協定に共通するイシューとして、デジタル貿易に係る基準及び適合性評価、海底ケーブル通信システム関連の規定、がある。本稿では紙幅の関係もあり言及していないが、いずれも非常に重要な論点である。前者については、後掲の EU 型の特徴も参照。

図表2 アジア太平洋型の例—UKSDEA

UKSDEA		
ANNEX A SECTION F DIGITAL TRADE AND THE DIGITAL ECONOMY	ARTICLE 8.57	Definitions
	ARTICLE 8.58	Objectives and Scope
	ARTICLE 8.59	Customs Duties
	ARTICLE 8.60	Domestic Electronic Transactions Framework and Electronic Contracts
	ARTICLE 8.61	Electronic Authentication
	ARTICLE 8.61-A	Electronic Invoicing
	ARTICLE 8.61-B	Paperless Trading
	ARTICLE 8.61-C	Logistics
	ARTICLE 8.61-D	Standards and Conformity Assessment
	ARTICLE 8.61-E	Personal Information Protection
	ARTICLE 8.61-F	Cross-Border Transfer of Information by Electronic Means
	ARTICLE 8.61-G	Location of Computing Facilities
	ARTICLE 8.61-H	Open Government Information
	ARTICLE 8.61-I	Data Innovation
	ARTICLE 8.61-J	Commercial Information and Communication Technology Products that Use Cryptography
	ARTICLE 8.61-K	Source Code
	ARTICLE 8.61-L	Cyber Security
	ARTICLE 8.61-M	Online Consumer Protection
	ARTICLE 8.61-N	Unsolicited Commercial Electronic Messages
	ARTICLE 8.61-O	Safety and Security Online
	ARTICLE 8.61-P	Digital Inclusion
	ARTICLE 8.61-Q	Small and Medium-sized Enterprises
	ARTICLE 8.61-R	Artificial Intelligence and Emerging Technologies
ARTICLE 8.61-S	Digital Identities	
ARTICLE 8.61-T	Lawtech Cooperation	
ARTICLE 8.61-U	Cooperation on Competition Policy	
ARTICLE 8.61-V	Stakeholder Engagement	
ARTICLE 8.61-W	Cooperation	
ARTICLE 8.61-X	Security, Prudential Carve-out and General Exceptions	
ANNEX B	ARTICLE 6.13	Single Window
	ARTICLE 8.38	Submarine Cable Landing Stations and Cable Systems
	ARTICLE 8.53	New Financial Service (*1)
	ARTICLE 8.54	Financial Information
	ARTICLE 8.54-A	Electronic Payments

* UKSDEAは、英国のEU離脱にあたり両国間で2020年に締結されたFTA（UK-Sing FTA）のデジタル貿易関連部分（8章F節電子商取引等）を、より充実かつ現代化した内容におきかえるものである。

* 色付き箇所はWTOのEC-JSI交渉と重なるイシュー（濃い色が同交渉で合意済、薄い色が未合意）太枠線中は、EC-JSI交渉で対象となっていないイシューを指す。

* Annex Bは関連する主要規定のみ掲載。

* 紛争処理章（14章）の対象である（14.2条）。

* 1 Article 8.53は、締約国間の協力等の努力義務の対象分野として、Fintech, Regtechを例示。

AI については、特に 2023 年初頭からの生成 AI の普及を契機として、広島 AI プロセスなどにも見るように国際的にも規制の検討が進んでいる⁴⁹⁾。AI に普遍的に合意された定義はなく⁵⁰⁾、分野によっても捉え方に相違がある⁵¹⁾。但し、世界で初めて AI の基準 (standard) について複数国が合意した OECD の AI 勧告 (2019)⁵²⁾では、AI システムを「人間が定義した一定の目的のために、実環境あるいは仮想環境に影響を及ぼす予測、勧告又は意思決定を行う機械ベースのシステム」と定義していた⁵³⁾。この定義は、後述する EU の AI 法案でも取り入れられた経緯があり⁵⁴⁾、有力なものであった。より分かりやすい説明としては、例えば AI と貿易との関係を論じた Jones (2023) によると、AI は「一般的には、通常人間の知性を必要とするタスク

49) 2023 年 12 月時点で、G7 は 11 項目からなる高度な AI の開発者向けの指針及びそれに利用者向けの 1 項目を加えた「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」に合意済である。

50) E.g., CRS (2021), *Artificial Intelligence: Background, Selected Issues, and Policy Considerations*, R46795 · Ver. 3., pp.1-3 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46795>; Ferencz, J. et al. (2022), “Artificial Intelligence and International Trade: Some Preliminary Implications”, *OECD Trade Policy Papers*, No. 260, OECD Publishing, Paris, pp.4-5.; Jones, E. (2023), “Digital Disruption: Artificial Intelligence and International Trade Policy”, *Oxford Review of Economic Policy*, Volume 39, Issue 1, Spring 2023, pp.70-84, at 70.

51) E.g., Mattingly-Jordan, S. et al., *Ethically Aligned Design: First Edition Glossary*, Institute of Electrical and Electronics Engineers (IEEE), January 2019, p. 8. https://standards.ieee.org/content/dam/ieee-standards/standards/web/documents/other/ead1e_glossary.pdf

52) OECD (2019), *Recommendation of the Council on Artificial Intelligence*, OECD/LEGAL/0449. なお、OECD 勧告は、生成 AI 反映する形で 2023 年に改訂され、AI システムの定義も「明示的または暗黙の目的のため、入力から、物理的あるいは仮想環境に影響を及ぼし得る出力（予測、コンテンツ、勧告、決定など）の生成方法を推論する機械ベースのシステム」となった。OECD/LEGAL/0449（筆者訳出）。

53) *Id.*（筆者訳出）

54) Madiega, T. (2021), *Artificial Intelligence Act*, EPRS: European Parliamentary Research Service, Belgium, pp.4. [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698792/EPRS_BRI\(2021\)698792_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698792/EPRS_BRI(2021)698792_EN.pdf)

を引き受け、問題を解決することができるコンピュータプログラムの開発と理解され…高度なアルゴリズムによってデータを処理し、大規模なデータセットを組み合わせ、データのパターンや特徴から学習することで機能する⁵⁵⁾ものである。なお、自動翻訳、音声アシスタント等の特定のタスクを行う AI を ANI (artificial “narrow” intelligence) とし、人間の認知機能に近い自律的な学習、意思決定、行動決定をしつつ様々なタスクを行う AI を AGI (artificial “general” intelligence) とする区分——後者は実現していない——には、概ね共通理解があるといわれる⁵⁶⁾。こうした定義は、規制等のため AI に係る立法を検討する際の論点の一つになると思われるが、この点で注目されるのは EU の AI 法案である⁵⁷⁾。EU の AI 法案は、AI システムをリスク別に、(i) unacceptable risk、(ii) high risk、(iii) limited risk、(iv) low or minimal risk に分類した上で、リスクの高さに応じて禁止、規制、透明性義務、規制なし、のように規制度合いを強化するリスクアプローチを採用する⁵⁸⁾。そして違反した場合には、違反の重大性に応じた制裁金が課される⁵⁹⁾。本法案は、OECD の上記定義を取り入れつつ、AI システムを「附属書 I に列挙された技法及びアプローチの一つ又は複数をもって開発されたソフトウェアであって、人間が定めた一定の一連の目的のために、これらが相互作用する環境に影響を与えるコンテンツ、予測、推奨又は決定などのアウトプットを生成することができるもの」と定義しており⁶⁰⁾、附属書 I では、AI 開発に用いられている技法やアプローチのリストが示されている。この

55) Jones (2023), *supra* note 50, at 70, ft1. (筆者訳出)

56) *E.g., Id.* at 70; Ferencz (2022), *supra* note 50, at 4-5; CRS (2021), *supra* note 50, at 1-3.

57) European Commission (2021) COM (2021) 206 final 2021/0106 (COD) 21.4.2021, Regulation of the European Parliament and of the Council Laying down Harmonized Rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) and Amending Certain Union Legislative Acts [SEC (2021) 167 final] - [SWD (2021) 84 final] - [SWD (2021) 85 final]

58) Madiega (2021), *supra* note 54, at 4-6.

59) *Id.*, at 6.

定義は、「機械学習」、「論理と知識ベース」のシステム、「統計的」アプローチを含む、ソフトウェアベースの技術の範囲を指し、単独で、あるいは製品の内部で使用される AI システムを広く包含するという⁶¹⁾。つまり、かなり広範なものである。AI については、各国も規制を検討しているところであり⁶²⁾、EU の当該法案は、世界でも初の包括的な AI 規制といわれていることから⁶³⁾、今後の AI 規制に一定の影響力を及ぼすと思われる。当該法案は、定義を含め EU 内で検討が続いており、最終的にどのような形で決着するか注目される。

貿易協定にも AI 関連規定が現れている。AI 関連規定は、狭義では、AI 自体について規定するものと捉えられる一方で、広義ではデータの越境移転、ソースコード（アルゴリズムを含む場合あり）関連規定、知財関連規定なども関わる⁶⁴⁾。本稿では、紙幅の関係から、狭義の AI 関連規定に着目する。

狭義の AI 関連規定を有する代表的な協定は、上述した DEPA (8.2 条 Artificial Intelligence)、DEA (31 条 Artificial Intelligence)、UKSDEA (8.61-R 条 Artificial Intelligence and Emerging Technologies) である。これらの協定の AI 関連規定に共通する主な規律内容は、第一に AI 技術の使用及び採用がデジタル社会において重要であることの締約国の認識、第二に信頼され、安全で、責任ある AI 技術の利用のため、AI のガバナンス枠組み——倫理面

60) European Commission (2021), *supra* note 57, 3.1 条。邦訳は総務省による。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000826706.pdf

61) Madiega (2021), *supra* note 54, at 3-4.

62) *Id.*, at 2.

63) E.g., Biber, S. E. (2021) *Machines Learning the Rule of Law: EU Proposes the World's First Artificial Intelligence Act*, *VerfBlog*. <https://verfassungsblog.de/ai-rol/>

64) 例えば、Ferencz (2022) は、AI システムに関連する FTA の規定として、データの越境移転規定、個人情報・プライバシー保護規定、ローカリゼーション関連規定、サイバーセキュリティ関連規定、アルゴリズム保護に係るソースコード関連規定、電子送信に対する関税不賦課規定、データ・イノベーション規定を挙げている。Ferencz (2022), *supra* note 50, at 20-21. これらは特に AI にとって特に重要であるデータに関わる規定といえる。

も考慮されたもの——を策定する重要性に係る締約国の認識、及びその策定努力義務、第三に策定の際に関連する国際的な原則及びガイドラインを考慮する努力義務、である。

なかでも注目されるのは、UKSDEA が、DEPA 及び DEA に比べて、AI に関連する様々な課題を例示しつつ、より具体的な内容を定める点である。UKSDEA は、第一に、AI のガバナンス及び政策枠組みを策定する際に重要な点として、上述した国際的な原則及びガイドラインの考慮に加えて、産業界主導の基準及びリスク関連のベストプラクティスに基づくリスクベースのアプローチの規制の活用と、技術的中立性及び技術的相互運用性の原則の考慮、を挙げる。第二に、AI 関連の締約国間の協力努力義務の対象の一つに、AI 関連問題として倫理的使用、人間の多様性、意図せざる偏見、産業界主導の技術標準、アルゴリズムの透明性の提示を例示する。この点については、AI の課題について協力の必要性を明確に規定した初めての協定といわれ⁶⁵⁾、注目に値する。

ただし、DEPA、DEA、UKSDEA では、AI は定義されない。今後、例えば各国の AI に係る規制が国際貿易を制限するような場合——例えば、人権保護の要請から、一定の AI 技術を用いた製品の国内流通を禁止する措置や、AI の透明性確保等の観点から一定の情報開示や政府によるアクセスを義務づける措置——には、ある技術が AI 技術に該当するか等、AI の定義ないし範囲の画定が必要となる場面も想定される。その際には、貿易協定上、どのように規律を深化させるかは争点の一つになり得るだろう。また、最も先進的な協定の 1 つである UKSDEA の AI 規定ですら、AI に一般的に影響を受け得る消費者ないし市民を代表する各種の組織（既存の貿易協定では NGO や市民社会と表現されることが多い⁶⁶⁾）の関与に言及しない。AI の影響が及ぶ広さに鑑みれば、消費者、市民、ないし関連組織の関与も必要である

65) Jones (2023), *supra* note 50, at 74.

66) *E.g.*, EU-UKTCA12 条 (Participation of civil society)、USMCA27.5 条 (Participation of Private Sector and Society)。

ように思われる。もっとも、UKSDEA は、ステークホルダーが参加可能なデジタル経済対話開催の追求義務を締約国に課す Stakeholder Engagement 規定 (8.61-V 条) があるため、そこで対応可能ということなのかもしれない。

次に AI 以外の論点についても規律内容を概観しておく。まず、安全安心なオンライン環境に係る規定は、当該環境を作り出すため、マルチステークホルダーアプローチの採用 (DEPA、UKSDEA) ないし政府、テック業界、ユーザの共有責任に対する締約国の認識に言及し、同環境のための協力 (努力) 義務を課す内容である (以下、括弧内は努力義務の場合もあるとの趣旨を示す)。安全なオンライン環境の維持を目的とする点で、サイバーセキュリティに係る規定にも関連するものといえる。

データ・イノベーションの主たる内容は、データを用いたイノベーションを促進するため、データの越境移転を含めデータ共有を可能にするプロジェクト等で協力する努力義務を定めるものである。

デジタル ID に係る規定では、主にデジタル ID に係る異なる法的及び技術的アプローチの相互運用性確保の (努力) 義務とそのための方法の例示 (共通基準策定、国際枠組み策定支援等) が定められる。

“Tech” 関連の協力は、主として金融、金融規制、法務分野におけるデジタル技術活用 (それぞれ “Fintech”, “Regtech”, “Lawtech” と表現される) のための協力 (努力) 義務を規定するもので、協力方法が例示される場合もある。

デジタル・インクルージョン又は / 及びステークホルダーエンゲージメント、及び SMEs に係る協力規定は、SMEs のデジタル貿易参加促進などを含め、いわゆるデジタル・デバイドに対応すると共に、デジタル経済の関係者 (ステークホルダー) との対話と協力を主に定める。デジタル貿易ないしデジタル経済が広く一般社会に影響を及ぼすことに鑑みると、これらの規定はテック企業等にとどまらず広く社会全体に配慮するものとして重要な意義をもつ⁶⁷⁾。

(3) EU 型 : EU-UKTCA、EU-NZFTA、デジタル貿易原則

EU の FTA では従来デジタル貿易に係る独立の章は設けられなかったが、

EU-UKTCA（主に第2部、Heading One, Title III, 以下同）以降は、デジタル貿易章を設けるFTAもみられるようになってきている。その特徴は、主として、データ関連規律に係る独特の構造⁶⁸⁾、「規制する権利」の規定、個人データ・プライバシー保護の強調、規制問題に係る協力、アジア太平洋型に比べ限定的な規定及び対象イシュー数、である⁶⁹⁾。図表3は、EU型の例として、EU-NZFTAの関連規定の全体像を示したものである。

EU型の規定数は概ね20程度で、電子的送信に対する関税賦課の禁止、電子契約・電子認証方法・電子トラストサービス（電子署名、eシール、タイムスタンプ等）の推進、オンライン消費者保護の保障（スパムからの保護を含む）、ソフトウェアのソースコードへの不当なガバメントアクセスの禁止、データのローカライゼーション要件やプライバシー保護など、データフローに対する不当な障壁の禁止、規制協力の推進を内容とする⁷⁰⁾。こうした貿易協定の例としては、EU-UKTCA、EU-NZFTAがある。さらに、最近EUは複数国とデジタル貿易原則にも合意している。当該原則は、法的拘束力はないが⁷¹⁾、EUがデジタル貿易分野での協力を中心とする「デジタルパート

67) 以上のほか、競争政策に係る協力については、これまでFTAのデジタル貿易章に規定が設けられる例はほぼ見られなかったが、DEPA、DEA、UKSDEAでは、デジタル市場に焦点を当てた競争政策に係る規定が含まれており注目に値する。このイシューはEC-JSI交渉でも論点の一つに挙げられていたが、Rev.5には含まれていないようである。

68) アジア・太平洋型が概ねデータの越境移転を制限ないし禁止しない義務、及び自国内における事業実施の条件としてコンピュータ設備の設置を要求しない義務を課しつつLPPO例外を伴うのと異なり、EU型はデータの処理やローカライゼーション要求によって、データフローを制限してはならないとする義務を定める（*e.g.*, EU-UKTCA201条、EU・NZFTA124条）。

69) *E.g.*, EU-UKTCA（主に、Part Two/Heading One/Title III）、EU-NZFTA（主に第12章）、EUSDTP（EU-Singapore Digital Partnership / Digital Trade Principles、2023署名）

70) EU, “Digital Trade”, https://policy.trade.ec.europa.eu/help-exporters-and-importers/accessing-markets/goods-and-services/digital-trade_en

71) *E.g.*, EUSDTP 前文 9th recital.

図表 3 EU 型の例—EU-NZFTA

EU-NZFTA	
PREAMBLE	(前文にデジタル貿易を含めた国際貿易への包摂的な参加促進、貿易障壁等への対応の重要性等に言及)
CHAPTER 12 - DIGITAL TRADE SECTION A GENERAL PROVISIONS	ARTICLE 12.1 Scope
	ARTICLE 12.2 Definitions
	ARTICLE 12.3 Right to regulate
SECTION B CROSS-BORDER DATA FLOWS AND PERSONAL DATA PROTECTION	ARTICLE 12.4 Cross-border data flows
	ARTICLE 12.5 Protection of personal data and privacy
SECTION C SPECIFIC PROVISIONS	ARTICLE 12.6 Customs duties on electronic transmissions
	ARTICLE 12.7 No prior authorisation
	ARTICLE 12.8 Conclusion of contracts by electronic means
	ARTICLE 12.9 Electronic authentication
	ARTICLE 12.10 Electronic invoicing
	ARTICLE 12.11 Transfer of or access to source code
	ARTICLE 12.12 Consumer trust online
	ARTICLE 12.13 Unsolicited direct marketing communications
	ARTICLE 12.14 Cooperation on regulatory matters with regard to digital trade
	ARTICLE 12.15 Paperless trade in goods
ARTICLE 12.16 Open internet access	

*EU-NZFTA について

- 色付き箇所は WTO の原稿の WTO 協定または EC-JSI 交渉と重なるイシュー（濃い色が同交渉で合意済、薄い色が未合意）太枠線中は、EC-JSI 交渉で対象となっていないイシューを指す。
- 各種例外が別箇所規定されている。金融サービスに係る Article 10.64 Prudential carve-out (Chapter 10 Trade in Services and Investment/Section E/Regulatory Framework/Sub-Section5 Financial Services)、Article 25.1 General Exceptions、Article 25.2 Security Exceptions 等 (Chapter 25 - Exceptions and General Provisions)。
- Article 12.7 はサービス関連である。Article 12.14 は両国間の情報交換を主たる内容とする。
- 紛争処理は Chapter 26 Dispute Settlement に規定され、Chapter 12 を対象外としない (Article 26.2 Scope)。
- *EU-UKTCA では、EU-NZFTA 12.15、12.16 条相当の規定がない一方で、オープンガバメントデータに係る規定及びコンピュータサービスに関する了解に係る規定がある。

ナーシップ」を締結した国と合意に至っているもので、これまで日本、韓国、シンガポールとの合意がある。韓国とシンガポールとはデジタル貿易に係る協定締結のための交渉が予定されていることから、これらの原則はデジタル貿易協定締結へのステップと捉えることができる⁷²⁾。

EU型のFTAの規律対象事項は、EC-JSI交渉と重なる部分が多いものの、「規制する権利」、個人データ・プライバシー保護、規制関連規定で相違が見られる。これらは新規性あるイシューというよりも、EUに独特の特徴である。まず、「規制する権利」は“legitimate policy objectives”（LPO：正当な政策目的）を達成するための締約国の「規制する権利」を定めるもので⁷³⁾、規制の自律性に対するEUの高い意識を表すものといえる⁷⁴⁾。個人データ・プライバシーの保護についても、EUはGDPRにみられるように高いプライバシー保護基準を有しており、この点に係る保護についてのEUの立場は「交渉不能で、過去のすべてのEUの協定でも同様であり、今後も変わることはない⁷⁵⁾」という強固なものである。

加えてEUは強い「規制力」でも知られており⁷⁶⁾、デジタル貿易章にも規制関連の規定が含まれる⁷⁷⁾。当該規定は概ね、EUの越境データフローと個人データ保護に係る横断的规定⁷⁸⁾を基にするが、興味深いのはEUシンガポールデジタル貿易原則（EUSDTP）で規制関連の規定が詳細かつ具体的に

72) EU, “Factsheet on Digital Trade Agreements”, 2023 July 20, <https://circabc.europa.eu/ui/group/09242a36-a438-40fd-a7af-fe32e36cbd0e/library/647ec52a-819e-4e8d-937f-081b33fd542a/details?download=true> 日本とはデータの越境移転について、日-EUEPAの文脈でも交渉し大筋合意に至っている。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009822.html

73) *E.g.*, EU-UKTCA198条、EU-NZFTA12.3条。

74) 規制する権利については、*See* 飯野・前掲注3) (forthcoming)。

75) EU (2023), *supra* note 72.

76) *E.g.*, Bradford, A. (2020), *The Brussels Effect: How the European Union Rules the World*, Oxford University Press, New York, 2020; 遠藤乾・鈴木一人編著 (2012) 『EUの規制力：グローバル・スタンダードを左右する隠れた超大国』日本経済新聞社。

77) *E.g.*, EU-UKTCA211条、EU-NZFTA12.14条。

78) EC (2018), *supra* note 14.

なっている点である。すなわち、横断的規定、EU-UKTCA、EU-NZFTA では、規制にかかる情報交換や協力が主たる内容であったが、EUSDTP ではそれに加えて、基準、強制規格、適合性評価手続（それぞれの頭文字をとって STRACAP と呼称される）の明確化の重要性、及び STRACAP の互換性、相互運用性、信頼性向上のデジタル貿易の障壁削減への貢献が明示され、さらに、デジタル貿易に係る国際基準が WTO の TBT 委員会のいわゆる 6 原則⁷⁹⁾ に準じて策定されるべきこと、可能な場合には、デジタル貿易に関し、国際基準が強制規格及び適合性評価手続の「基礎として」用いられるべきこと、適合性評価結果の承認メカニズムの検討と、デジタル貿易に係る強制規格の情報がオープンに共有されるべきこと、が主に規定される⁸⁰⁾。この点は、デジタル貿易における EU の「規制力」の発揮を予感させるもので注目に値する。

さらに EUSDTP では、WTO の EC-JSI 交渉、EU-UKTCA、EU-NZFTA にない新たな 이슈として AI が含まれる。その主たる内容は、信頼され、安全で責任ある AI 技術の利用のための倫理的ガバナンスの枠組みの開発の重要性を強調し、開発の際には国際的に認識された原則（OECD 策定の原則を例示）やガイドラインを考慮すべきこと、である⁸¹⁾。上述のように、EU・シンガポール間では EUSDTP を前提とするデジタル貿易協定の締結交渉が合意されており⁸²⁾、これらの規定の最終的な形が注目される。

79) Transparency, Openness, Impartiality and Consensus, Effectiveness and Relevance, Coherence, and the Development Dimension.

80) EUSDTP 1.8 条。

81) EUSDTP 4.5 条。

82) EU, “Joint Statement on the Launch of Negotiations for an EU-Singapore Digital Trade Agreement”, 20 July 2023, https://policy.trade.ec.europa.eu/news/joint-statement-launch-negotiations-eu-singapore-digital-trade-agreement-2023-07-20_en

4. おわりに

本稿では、まず WTO の EC-JSI 交渉の現状と課題を示した。次に、先進的なデジタル貿易規律を有する FTA を取り上げて検討し、EC-JSI 交渉で交渉対象となっていない 이슈がこれらの FTA で扱われている状況を示した。本稿では、これら新規性ある 이슈として、安全安心なオンライン環境、データ・イノベーション、AI、デジタル ID、“Tech” 関連の協力、デジタル・インクルージョン又は／及びステークホルダーエンゲージメント、SMEs に係る協力、という 7 点を提示した。特に社会的関心の高まっている AI については、FTA における AI 関連規定の検討を通じて、規律が発展しつつある状況も確認された。EC-JSI 交渉は、仮に交渉が妥結したとしても本稿が指摘した課題とこれら新たな 이슈に取り組む必要があると思われる。

また、本稿で検討した FTA は限定的ではあるものの、現段階でデジタル貿易規律の最先端といえる FTA であり、それら FTA においても異なる規律のアプローチのあることが示された。EC-JSI 交渉が妥結した暁には、その成果に加えて、こうした複数のアプローチを有する FTA、さらには交渉中の IPEF などが併存することになる。これらの調整は早晚課題となるだろう。

本稿の検討を通じて、デジタル貿易に関連する様々な 이슈が貿易協定の規律対象となっていることも示された。これらの 이슈は、消費者の保護、個人情報ないし個人データ・プライバシーの保護、サイバーセキュリティ、デジタル市場という側面からの競争政策、“Tech” 関連問題など多岐に渡っており、貿易協定の規律対象事項の広がりを見ることができ。このような傾向に貿易協定はどこまで対応できるだろうか。例えば、AI 関連規定では倫理面への言及もみられるが、AI 関連規定に発展が求められた場合に、倫理的側面をどこまで包含できるだろうか。これらの問いも含め、デジタル貿易規律についての模索は暫く続くことが見込まれる。